

# 第1章 計画の概要

## 第1節 計画策定の趣旨及び背景

### 1 計画策定の趣旨

人は誰でも自分らしく、そして幸せに生活するという基本的な権利（基本的人権）を生まれながらに持っています。

日本国憲法第14条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」として平等の権利を定めています。

本市では、2011（平成23）年3月に策定した市政運営の指針である「第5次綾部市総合計画」において、基本的人権を尊重することをすべての施策の基本方針として、「人権尊重社会の実現」を目指して、同和問題（部落差別）をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向け取組を進めてきました。個別的・具体的な人権施策の推進については、2015（平成27）年3月に策定した「第2次綾部市人権教育・啓発推進計画『人権かがやきプラン』（以下「第2次計画」という。）」に基づき、一人ひとりが生きる喜びを感じられ、綾部に住んでよかったと言える、真に人権が尊重される心豊かな社会を実現するため、各種施策の推進を図ってきたところです。

しかしながら、2018（平成30）年度に実施した「『綾部市人権教育・啓発推進計画』に関する市民調査（以下「市民調査」という。）」の結果を見ると、あらゆる人権侵害の意識について、「差別はいけない」という社会的規範が広がる一方で、例えば、結婚の際の身元調査<sup>※</sup>については、「心情的に理解する」の回答率が前回調査時と比較して増加しており、人権問題の正しい理解や日常生活の中で人権尊重の行動や考え方が定着するように、引き続き、人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。

また、人権研修会への参加と人権問題への理解度は深い相関関係にあり、人権研修会は、市民が人権に関する知識を深める機会であるとともに、これまでの慣習や考え方を人権の視点で問い直す重要な役割を果たしてきたことから、今後、開催方法を工夫するなど研修会への参加を促進する取組が必要です。

さらに、2013（平成25）年に施行した「登録型本人通知制度<sup>※</sup>」や、2016（平成28）年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消法」という。）<sup>※</sup>」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）<sup>※</sup>」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下

<sup>※</sup> 身元調査：結婚や就職のときに、興信所等の調査業者に依頼したり、知人や近所の人等へ聞き合わせて、本人の知らないところで、個人情報に関する情報を調べることで、人権侵害につながる行為。

<sup>※</sup> 登録型本人通知制度：登録者の住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送で知らせる制度。

<sup>※</sup> 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消法）：2016（平成28）年12月に施行され、「現在もなお部落差別が存在する」ことを明記し、「部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」を目的とした法律。

<sup>※</sup> 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。2016（平成28）年4月1日施行。

「ヘイトスピーチ解消法」という。)※」など、人権に関する法律、条例、制度の認知度についても「知らない」との回答が約4～7割であり、認知されていない状況であることが明らかになりました。

人権問題が今後ますます複雑多様化する中、市民誰もが等しく人権について正しい知識を持ち、その問題を自分事としてとらえ、問題解決に向け主体的に取り組む意識や態度を育む人権教育・啓発の推進に引き続き努める必要があります。

同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人等をめぐる人権問題のほか、市民調査の結果から明らかになった本市の人権課題や、高齢化、高度情報化等の社会情勢の変化や人々の価値観の多様化等による新たな人権問題に対応するために、2015（平成27）年3月に策定した「第2次計画」を見直すものです。

## 2 計画策定の背景

### （1）国際的な動向

20世紀に二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、世界の人々は、「平和」と「人権」が、いかにかけがえのないものであるのかを学びました。その反省から、国際連合（以下「国連」という。）では、1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会において世界人権宣言を採択して以来、「国際人権規約※」や「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）※」、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）※」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）※」など、人権に関する数多くの国際規範が採択されてきました。

このような状況を経て、1994（平成6）年の国連総会では、1995（平成7）年から2004（平成16）年までを「人権教育のための国連10年※」とすることが決議されました。また、「人権教育のための国連10年」終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）：この法律では、国民には、特定の民族や国籍の人々等を誹謗中傷し、社会から排除しようとする「ヘイトスピーチ」の解消が必要であることへの理解を深め、ヘイトスピーチのない社会の実現に協力するよう求めている。

国にはヘイトスピーチ解消のための施策を実施するとともに、地方公共団体に対して必要な助言や措置をとることを義務付け、地方公共団体にはヘイトスピーチ解消のため、地域の実情にあった施策を実施するよう努めることを求めている。

※ 国際人権規約：世界人権宣言の内容を基礎として、これを条約化したものであり、人権諸条約の中でも基本的かつ包括的なもの①経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約 A規約）②市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約 B規約）③市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書の3つの総称。わが国は、①及び②の2つの規約について、1979（昭和54）年6月に批准。

※ 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）：1989（平成元年）年11月に国連総会で採択された条約。児童の意見表明権、思想・表現の自由、児童に関する差別の禁止、生命・教育に関する権利、経済的搾取からの保護等児童の権利に関して包括的に規定している。1994（平成6）年4月に批准。

※ あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）：1965（昭和40）年12月に国連総会で採択された条約。あらゆる形態及び表現による人種差別を全世界から速やかに撤廃し、人種間の理解を促進し、あらゆる形態の人種隔離と差別のない国際社会を築くための早期の実際的措置の実現を、当事国に求めている。1995（平成7）年12月に批准。

※ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）：女性が女性である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男性と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目標として、漸進的に措置を取ることが締結国に求められている。1985（昭和60）年6月に批准。

※ 人権教育のための国連10年：1994（平成6）年の国連総会において、人権に対する世界的な規模での理解を深め、あらゆる国において人権という普遍的文化を構築することが重要であるという国際的な共通認識のもとに、1995（平成7）年から2004（平成16）年までの10年間で「人権教育のための国連10年」と決議し、各国において国内行動計画を策定することや、地方及び地域社会に基盤を置く団体に対しては、国の支援に向けて、住民に対する実効のある人権教育を実施することが求められた。これを受けて、1997（平成9）年7月に国内行動計画を策定。

2005（平成17）年7月に、「人権教育のための世界計画」が決議され、その後段階ごとに重点目標を定めた行動計画が示されるなど、世界的な枠組みの中で人権教育の取組が推進されてきました。

この計画では、2005（平成17）年から2009（平成21）年までは初等・中等教育に焦点を当てた人権教育のための世界計画「第1フェーズ行動計画」、2010（平成22）年から2014（平成26）年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた「第2フェーズ行動計画」とされました。2015（平成27）年から2019（平成31）年までは、第1、第2フェーズ行動計画の実施強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた「第3フェーズ行動計画」とされています。また、2020（令和2）年からの「第4フェーズ行動計画」では、若者に焦点を当てることとなっています。

なお、2011（平成23）年には国連人権理事会で「企業活動と人権」の領域における国家及び企業の義務や役割について述べた「ビジネスと人権に関する指導原則」が承認され、また、2015（平成27）年9月の国連サミットで「持続可能な開発目標（SDGs）※」が採択されました。SDGsは、2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標で、持続可能な世界を実現するため、「貧困をなくそう」や「人や国の不平等をなくそう」等の17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。また、発展途上国だけでなく、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、わが国も目標の達成に向けさまざまな取組を積極的に進めています。

## （2）国の動向

国においては、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を基本原理とする「日本国憲法」が施行され、さまざまな人権施策が推進されてきました。

日本国憲法が保障する基本的人権の尊重にかかわる重大な社会問題であり、わが国固有の人権問題である同和問題（部落差別）については1965（昭和40）年の「同和对策審議会答申※」を受けて、1969（昭和44）年に「同和对策事業特別措置法※」が施行されて以来、3つの特別法に基づき、2002（平成14）年までの33年間にわたり、早期解決のための施策が実施されてきました。

また、女性や子ども、高齢者、障害のある人等、さまざまな人権問題についても男女共同参画社会やノーマライゼーション※あるいは共生社会※の実現等の理念の下に、その改善に向けたさまざまな施策が実施されてきました。

---

※ 持続可能な開発目標（SDGs）：「Sustainable Development Goals」の略称で、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016（平成28）年から2030（令和12）年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っている。

※ 同和对策審議会答申：内閣総理大臣の諮問機関として設けられた同和对策審議会が1965（昭和40）年8月、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について審議した結果をまとめた答申。同和問題の解決は国の責務であり国民的課題であるとしている。

※ 同和对策事業特別措置法：同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化を図り、同和地区住民の生活の安定及び福祉の向上等に寄与することを目標とした。1969（昭和44）年制定。

※ ノーマライゼーション：障害のある人が障害のない人と同等に生活し、共にいきいきと活動できる社会を目指す理念。

※ 共生社会：さまざまな人々が互いに理解をもって共存し、それぞれの文化や考えが互いに交流し合うことのできる社会。

2014（平成26）年以降、人権課題への意識を高める取組として、2016（平成28）年に「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」、そして「部落差別解消法」という人権に深く関わる、いわゆる人権三法が施行されたほか、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下「子どもの貧困対策法」という。）<sup>\*</sup>」や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）<sup>\*</sup>」等、個別の人権問題に関する法整備が進められています。

人権教育・啓発に関する施策については、1997（平成9）年に人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指す「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」が策定されました。その後、人権教育・啓発のより一層の推進を図るため、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）<sup>\*</sup>」が施行され、これを踏まえ「人権教育・啓発に関する基本計画」が2002（平成14）年に策定されました。この基本計画に基づき、国は人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進しています。

### （3）京都府の動向

京都府では、府政運営の指針として2011（平成23）年に策定された「明日の京都<sup>\*</sup>」において、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現に向け人権教育・啓発に関する施策が推進されてきました。

しかしながら、不当な差別や偏見等が依然として存在しているほか、社会経済情勢の変化に伴う新たな人権問題も顕在化してきたことから、2016（平成28）年1月に、人権教育・啓発に関する施策の基本的指針として「京都府人権教育・啓発推進計画（第2次）」を策定し、複雑多様化する人権問題の解決に向けた取組が進められました。

2018（平成30）年には、京都府、京都市、京都地方法務局、世界人権問題研究センター及び京都人権啓発推進会議の5者共同で、「世界人権宣言70周年京都アピール」を発表し、世界人権宣言の理念と意義を発信することで人権尊重の大切さについて改めて確認する取組を行うとともに、京都府人権啓発イメージソングをさまざまな機会に活用し、啓発の裾野を広げ、より多くの府民が人権について考えるきっかけを得られるよう府民啓発が取り組まれています。

さらに、同年には、京都府の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン<sup>\*</sup>」の運用を開始し、市町村での同様の取組に向けた支援や企業等への働きかけを行うとともに、

<sup>\*</sup> **子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）**：子どもの将来がその生まれ育つ環境によって左右されることがないように子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として制定された法律。2014（平成26）年1月施行。

<sup>\*</sup> **女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）**：パートやアルバイトを含む常勤労働者を301人以上雇用している政府、自治体、民間企業等に女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務付けた法律。2015（平成27）年施行。

<sup>\*</sup> **人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）**：人権擁護推進審議会の答申を受け、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発を推進することを目的として制定された法律。

<sup>\*</sup> **明日の京都**：京都府の行政運営の指針となるもので、基本条例、長期ビジョン、中期ビジョン、地域振興計画の4つを柱として、2011（平成23）年1月施行。

<sup>\*</sup> **京都府公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン**：京都府の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、京都府の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したもの。

「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画（第4次）」、「京都府犯罪のない安心・安全なまちづくり計画」、地域住民が支え合う地域共生社会の実現を目指す「第3次京都府地域福祉支援計画」等を策定するなど、人権が尊重される社会づくりが図られました。

2019（令和元）年10月に策定された「京都府総合計画<sup>※</sup>」（愛称：京都夢実現プラン）では、引き続き人権尊重の重要性を明示し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、人権侵害がない、誰もが自分らしく生き、参画することができる社会の実現を目指し、府民が人権について学び、交流できる機会を拡充し、人権問題に関する法律の周知、相談体制の充実、教育・啓発等の施策に取り組むことが示されました。

#### （4）綾部市の取組

本市では、1950（昭和25）年に、全国に先駆け「世界連邦都市宣言<sup>※</sup>」を行い、また1974（昭和49）年には、「綾部市市民憲章<sup>※</sup>」を制定するなど、早くから人権尊重のまちづくりに向けたさまざまな取組を推進してきました。2011（平成23）年3月に策定した市政運営の指針である「第5次綾部市総合計画」の施策の大綱では、一番目に「人権尊重社会の実現」を掲げ、人権にかかわる施策を市政の重要な柱と位置付けて「綾部市人権教育・啓発推進本部」のもと、人権尊重の理念を根付かせるためのさまざまな施策について全庁的に取り組んでいます。また、2021（令和3）年4月からの「第6次綾部市総合計画」について現在、策定に向けて取り組んでいるところです。

市民に対する人権に関する教育・啓発に向けた計画的な取組は、2000（平成12）年に策定した「人権教育のための国連10年綾部市行動計画<sup>※</sup>」にはじまり、その後、「綾部市人権教育・啓発推進計画」に引き継がれています。計画は、2006（平成18）年1月に第1次計画を策定し、2015（平成27）年3月には第1次計画を見直し第2次計画を策定しました。両計画を通じて、学校、家庭、地域、企業等のあらゆる場における人権と、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人等の課題別の人権問題に関し市民の理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、市職員や教職員など人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者に対する研修等に取り組んできました。

具体的には、人権福祉センター<sup>※</sup>における人権講演会をはじめ、教育委員会主催の人権を考えるセミナーや高齢者学級と連携した人権啓発講座、保護者を対象にしたPTA人権講演会等、市民への啓発事業を継続的に行ってきました。そのほか、同和問題（部落差別）

<sup>※</sup> 京都府総合計画：2011（平成23）年に制定した「京都府行政運営の基本理念・原則となる条例」第4条の規定により、京都府の目指す方向性を将来構想、基本計画等の形で明らかにするもので、2019（令和元）年10月に策定した京都府総合計画（京都夢実現プラン）は、「一人ひとりの夢や希望が全ての地域で実現できる京都府をめざして」を掲げ、「将来構想」と「基本計画」、「地域振興計画」によって構成している。

<sup>※</sup> 世界連邦都市宣言：全地球の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が議会の議決をもって宣言するもの。本市は全国に先駆けて、1950（昭和25）年10月に宣言。

<sup>※</sup> 綾部市市民憲章：丹波の美しい山河と豊かな伝統を持つふるさとを誇りとして、郷土愛に燃え、自然と人間が真に調和する新しい田園都市の実現を目指して1974（昭和49）年11月制定。

<sup>※</sup> 人権教育のための国連10年綾部市行動計画：「人権教育のための国連10年」の取組に対応する計画として、2000（平成12）年12月、人権教育・啓発推進に係る基本的指針となる計画を策定。この計画に基づき、市長を本部長とする「人権教育のための国連10年綾部市推進本部」を設置し、関係部局が連携を図りながらさまざまな施策を積極的に取り組んできた。

<sup>※</sup> 人権福祉センター：本市においては、2002（平成14）年4月から隣保館を人権福祉センターと改称し、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点として各種事業を総合的に実施している。綾部会館、物部会館、栗文化センターの3館がある。

をはじめ、さまざまな人権問題の理解と認識を深めるための人権講座や研修会を公民館活動とも連携し実施してきました。

人権教育・啓発を担う人材育成については、人権を尊重するという意識を持って施策や業務の推進にあたるよう、人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者や企業、団体職員、社会教育関係者等を対象とした研修を実施してきました。

人権擁護においては、人権侵害を受けた場合の相談窓口として、京都地方法務局や人権擁護委員と連携した各種人権相談を開設するとともに、生命の大切さや人権擁護の重要性等を周知するため、人権の花運動の実施や街頭啓発活動への参加など積極的な取組を展開してきました。

また、直近の人権問題の解決に向けた取組として、「障害者差別解消法」の規定に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、市職員が適切に対応するために必要な事項を定めた「綾部市障害者差別解消の推進に関する職員対応要領」を定めるほか、2018（平成30）年には、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例<sup>※</sup>」を施行しました。

さらに、特定の民族や国籍の人々等を地域社会から排除しようとする差別的言動、いわゆるヘイトスピーチが社会的関心を集める中、「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン<sup>※</sup>」を策定し、2019（令和元）年10月から施行しています。



<sup>※</sup> 綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例：誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他さまざまなコミュニケーション手段を活用することにより、お互いに尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するために、2018（平成30）年に施行された条例。

<sup>※</sup> 綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン：本市の公の施設等において、「ヘイトスピーチ解消法」第2条に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」が行われることを防止するため、施設の使用申請が行われた場合等に、市の公の施設等を管理する者が、各施設の設置及びその管理に関する条例等に基づく使用制限規定の適用について解釈・運用する際に拠るべき基準として策定したものを。

## 第2節 計画の性格と位置付け

### 1 計画の法的根拠

本計画は、人権教育・啓発推進法第5条の規定を踏まえ、本市における人権教育及び人権啓発に関する施策を行うため、必要な事項を定めるものです。

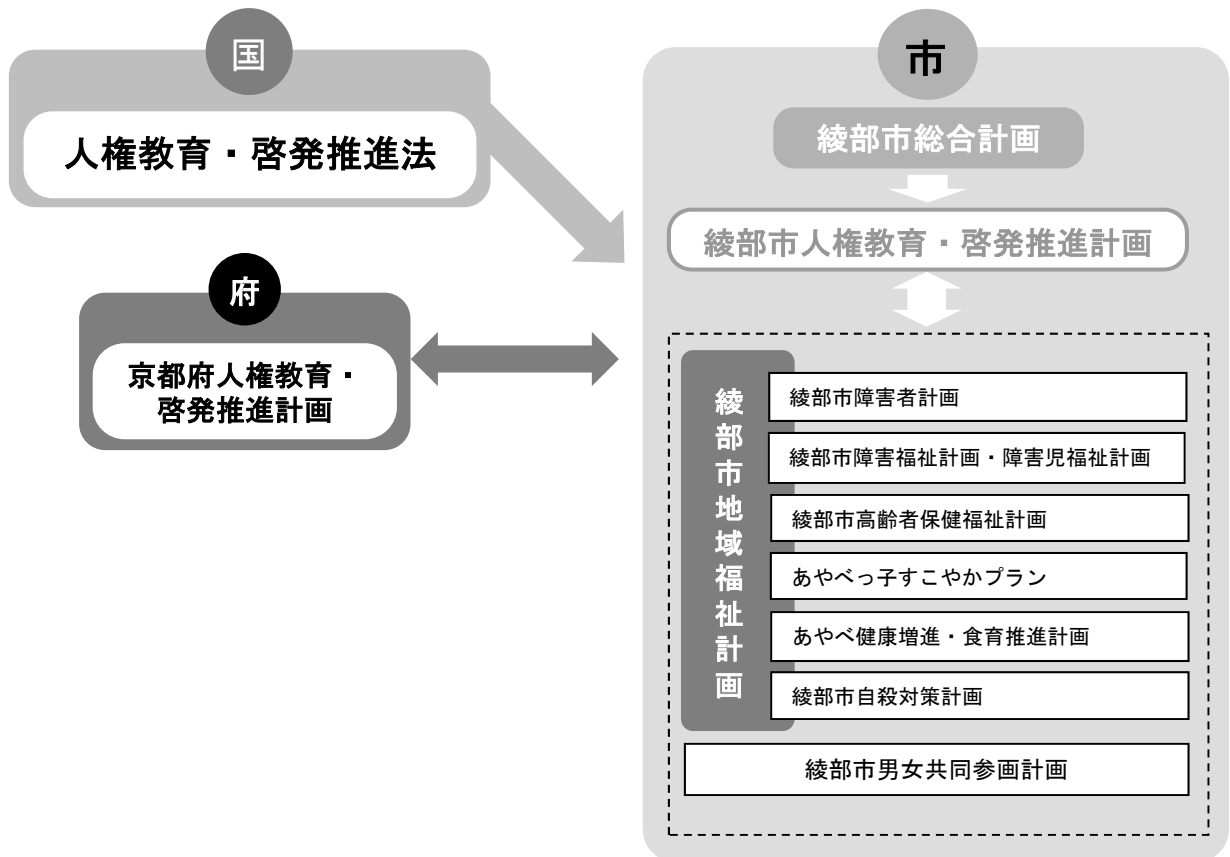
【人権教育・啓発推進法から抜粋】  
(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### 2 計画の位置付け

本計画は、「綾部市総合計画」を上位計画として、本市における人権教育・啓発推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方向性等を示すものです。

なお、課題別施策の推進にあたっては、「綾部市男女共同参画計画<sup>\*</sup>」や「綾部市障害者計画<sup>\*</sup>」など各種課題別分野の計画と合わせて実施するものです。



<sup>\*</sup> 綾部市男女共同参画計画：男女がよきパートナーとしてあらゆる分野で共同参画する実質的な男女平等社会の実現を目指し、男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。

<sup>\*</sup> 綾部市障害者計画：障害のある人等の住みよいまちづくりの推進を目指して、障害のある人等のための施策に関する基本方針を示した計画であり、障害のある人の自立と社会参加を促進するための指針。3年ごとに見直しを行う。

### 3 計画の名称

---

#### ■計画の名称

第3次綾部市人権教育・啓発推進計画

#### ■計画の愛称

「人権かがやきプラン」

### 第3節 計画の期間

本計画は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間で計画の期間として推進します。

なお、本計画における施策が社会情勢の変化の中で、効果的に実現するよう進捗状況を管理するとともに、必要に応じ計画の見直しを行うなど弾力的な対応を図ります。

